

2024年11月20日

お客さま 各位

長野県労働金庫

財産形成貯蓄「契約の証」および「新規契約のお礼状」のお取扱いの変更について

平素より〈長野ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、事業主さまとの間で特段の取り決めをかわしている場合を除き、財産形成貯蓄の新規ご加入時に「契約の証」または「新規契約のお礼状」を発行し、お客さまにお渡ししております。

今般、お客さまの事務手続負担軽減を目的として、「契約の証」および「新規契約のお礼状」のお取扱いを下記のとおり変更させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象商品

一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄

2. 変更内容

- 新規ご加入時、「契約の証」および「新規契約のお礼状」は不発行となります。
- 2025年2月1日以降は全てのお手続きについて、発行された「契約の証」をご提出いただくことはありませんので、お客さまの保管は不要となります。
なお、払戻手続き等の際、ご本人様確認書類の提示をお願いすることがございます。
- お手元の「契約の証」は、2025年2月1日以降無効のお取扱いとなりますが、お客さまのご契約内容※には一切変更はございません。
※ご契約内容は、年に2回お客さまにお届けしている〈財形貯蓄「虹の預金」残高のお知らせ〉または[ろうきんダイレクト] 《インターネットバンキング》からご確認が可能です。

3. 変更日

2025年2月1日（土）

4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上